

## 【新型コロナウイルス関連情報】



いつもニュースレターをご覧いただきありがとうございます。税務部の上野琢也です。  
今般の新型コロナウイルスに罹患された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。現時点(令和2年5月中旬)で打ち出されている支援策の中で、情報が更新された支援策及び家賃・人件費等に関する支援策を一部ご紹介します。(最新の各支援策については、HP等でご確認下さい。)

### ◆特別家賃支援給付金 ※5月中旬時点で支給内容協議中。名称は仮称になります。

一定程度売上げが減った事業者に対し、上限を設けた上で**家賃の3分の2**が給付されます。対象業種は絞らず、**1ヶ月の売上げが前年同期比で50%以上、または3ヶ月で30%以上減少した全業種**のテナント(借主)を対象としています。テナントに、まず政府系金融機関などが無利子・無担保で融資し、国が後から半年間の家賃の3分の2を給付します。年内の6ヶ月分で**中小・小規模事業者は最大300万円、個人事業主は最大150万円**給付されます。(上限は**中小・小規模事業者が月額50万円、個人事業主が月額25万円**。)原則は融資と給付の組み合わせですが、給付のみも受けられます。

### ◆雇用調整助成金 (厚生労働省:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html))

雇用調整助成金(特例)は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で売上が減少した事業者が、**休業手当を支給して従業員を休ませた場合**、政府がその費用の一部を助成する制度です。日額8,330円の上限を引き上げる方向で検討されています。詳しくは、厚生労働省のHPをご確認下さい。

### ◆持続化給付金 (経済産業省:<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>)

**中小法人等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円**が給付額となります。(昨年1年間の売上からの減少分が上限)申請期限は令和3年1月15日までとなります。なお、給付額の算定に当たっては、当初10万円未満の金額を切り捨てていましたが、1円未満の金額を切り捨てることに変更となりました。



### ◆新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

#### ①消費税の課税選択の変更に係る特例

令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1ヶ月以上の期間の事業としての収入が、**前年同期比50%以上減少している事業者**については、税務署に申請し承認を受けることで、**課税期間後であっても消費税課税事業者を選択する(やめる)**ことができます。



#### ②納税の猶予制度の特例

令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する国税については、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少しており、国税を一時に納付することができない場合、所轄の税務署に申請すれば、納期限から1年間の延滞税は全額免除されます。

その他詳しくは、国税庁のHP(<https://www.nta.go.jp/>)をご確認下さい。

(税務部/上野 琢也)